

四国中央市公告第 19 号

経営管理権集積計画について

森林経営管理法（平成 30 年度法律第 35 号）第 4 条第 1 項に規定する経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、経営管理権集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 26 日

四国中央市長 大西 賢治

- 1 対象となる森林  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
四国中央市役所経済部農林水産課及び四国中央市ホームページ
- 3 権利の設定  
市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。